

目次

[illegible]

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	
港町	1	1 (番) (筆) 1 / 44	港町	1 6 5 3	2 7 1	
〃	1	2 2 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	
〃	2	3 3 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	
〃	3	2 4 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	
〃	4	2 5 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	
〃	5	2 6 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	
〃	6	2 7 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	
〃	7	8 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	
〃	8	9 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	
〃	9	10 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	
〃	1 0	11 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	1 1	(番) (筆) 12 / 44	港町	1 6 5 3	2 7 1		
〃	1 2	13 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1		
〃	1 3 2	14 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1		
〃	1 4 2	1 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2		
〃	1 5 1	2 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2		
〃	1 5 2	15 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1		
〃	1 6 1	3 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2		
〃	1 6 2	16 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1		
〃	1 7 2	4 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2		
〃	1 8 2	5 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2		
〃	2 0 2	6 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	2 1	(番) (筆) 7 / 22	港町	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	2 2	8 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	2 3	9 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	2 4 2	1 / 4	〃	1 6 1 1	1 8 1 4	
〃	2 7 2	10 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	2 8 2	11 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	2 9	12 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	3 0	13 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	3 1	14 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	3 2	15 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	3 3	16 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	3 4	(番) (筆) 17 / 22	港町	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	3 5 2	18 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	3 6 2	19 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	3 7 2	20 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	3 8 2	1 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1	
〃	3 9 2	1 / 3	〃	1 6 1 6	1 8 1 3	
〃	4 0	2 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1	
〃	4 1 1	1 / 2	〃	1 4 4 8	1 1 1	
〃	4 1 2		〃	1 5 7 1	2 0 6－ 1	
〃	4 1 3	1 / 2	〃	1 4 5 8	1 1 1 2	
〃	4 2	1 / 4	〃	1 3 5 9	7 1 3－ 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	4 3	(番) (筆)	港町	1 6 7 5	2 6 1 0－ 4	
〃	4 4	3 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1	
〃	4 5	2 / 3	〃	1 6 1 6	1 8 1 3	
〃	4 6	1 / 4	〃	1 5 8 3	1 9 5	
〃	4 7	2 / 4	〃	1 6 1 1	1 8 1 4	
〃	4 8 1	21 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	4 8 2	17 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	
〃	4 9	1 / 2	〃	1 5 0 5	1 6 1－ 1	
〃	5 0	2 / 2	〃	1 5 0 5	1 6 1－ 1	
〃	5 1 1	22 / 22	〃	1 4 2 3	1 4 1 2	
〃	5 1 2	18 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	5 2:	(番) 1 / (筆) 3	港町	1 5 7 9:			1 9 2－ 1	
〃	5 3:							法第105条第2項により消滅
〃	5 4:							法第105条第2項により消滅
〃	5 5:	4 / 29	港町	1 5 0 8:			1 6 4－ 1	
〃	5 6: 1							法第105条第2項により消滅
〃	5 6: 2							法第105条第2項により消滅
〃	5 7:	1 / 4	港町	1 5 1 0:			1 6 4－ 4	
〃	5 8:	5 / 29	〃	1 5 0 8:			1 6 4－ 1	
〃	5 9:		〃	1 5 3 0:			1 6 1 9	
〃	6 0: 2	1 / 2	〃	1 4 8 7:			1 3 1 5－ 7	
〃	6 0: 3		〃	1 5 1 2:			1 6 4－ 3	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	
港町	6 0 4	(番) (筆)	港町	1 5 2 9			1 6 1 8	
〃	6 0 5		〃	1 5 3 2			1 6 2 1	
〃	8 9 2							法第105条第2項により消滅
〃	9 4 4							法第95条第6項により金銭清算
〃	9 4 5							法第105条第2項により消滅
〃	9 4 6							法第105条第2項により消滅
〃	9 4 7							法第105条第2項により消滅
〃	9 6 2							法第105条第2項により消滅
〃	9 7 2							法第105条第2項により消滅
〃	9 8 2							法第105条第2項により消滅
〃	9 9 2							法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	
港町	1 0 0	2						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 1	2						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 2	2						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 3	2						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 4	2						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 5	2						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 6	2						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 7	2						法第105条第2項により消滅
〃	1 0 8							法第105条第2項により消滅
〃	1 0 9	2						法第105条第2項により消滅
〃	1 1 1	2						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	
港町	1 1 2	2						法第105条第2項により消滅
〃	1 1 3							法第105条第2項により消滅
〃	1 1 4							法第105条第2項により消滅
〃	1 1 5							法第105条第2項により消滅
〃	1 1 6							法第105条第2項により消滅
〃	1 1 7							法第105条第2項により消滅
〃	1 1 8							法第105条第2項により消滅
〃	1 1 9							法第105条第2項により消滅
〃	1 2 0							法第105条第2項により消滅
〃	1 2 1							法第105条第2項により消滅
〃	1 2 2							法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 2 3	(番) (筆)						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 2 4	1	港町	1 5 3 9			1 6 1－ 2	
〃	1 2 4	2	〃	1 5 3 8			1 6 1－ 3	
〃	1 2 5		〃	1 5 3 7			1 6 1－ 4	
〃	1 2 6		〃	1 5 3 6			1 6 1－ 5	
〃	1 2 7		〃	1 5 3 5			1 6 1－ 6	
〃	1 2 8	1 / 2	〃	1 4 0 3			1 0 8	
〃	1 2 9	2 / 2	〃	1 4 0 3			1 0 8	
〃	1 3 0		〃	1 4 0 4			1 0 9	
〃	1 3 1	6 / 29	〃	1 5 0 8			1 6 4－ 1	
〃	1 3 2		〃	1 5 0 6			1 6 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	1 3 3	(番) (筆)	港町	1 4 9 5	1 3 2 1	
〃	1 3 4	1 / 9	〃	1 4 9 3	1 3 2 3	
〃	1 3 5	2 / 9	〃	1 4 9 3	1 3 2 3	
〃	1 3 6	3 / 9	〃	1 4 9 3	1 3 2 3	
〃	1 3 7		〃	1 4 9 4	1 3 2 2	
〃	1 3 8	4 / 9	〃	1 4 9 3	1 3 2 3	
〃	1 3 9	5 / 9	〃	1 4 9 3	1 3 2 3	
〃	1 4 0	6 / 9	〃	1 4 9 3	1 3 2 3	
〃	1 4 1	7 / 9	〃	1 4 9 3	1 3 2 3	
〃	1 4 2	8 / 9	〃	1 4 9 3	1 3 2 3	
〃	1 4 3	9 / 9	〃	1 4 9 3	1 3 2 3	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	1 4 4	(番) (筆)	港町	1 5 0 7	1 6 3		
〃	1 4 5 1		〃	1 7 1 3	2 5 1 0		
〃	1 4 5 2		〃	1 3 2 2	3 2		
〃	1 4 5 3		〃	1 3 2 4	3 4		
〃	1 4 6	2 / 4	〃	1 5 8 3	1 9 5		
〃	1 4 7	7 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1		
〃	1 4 8 1		〃	1 4 0 2	1 0 7		
〃	1 4 8 2	1 / 6	〃	1 4 9 8	1 5 1		
〃	1 4 9		〃	1 4 8 3	1 3 1 5－ 3		
〃	1 5 0		〃	1 5 3 4	1 6 1－ 7		
〃	1 5 1	2 / 4	〃	1 3 5 9	7 1 3－ 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	1 5 2	(番) 3 / (筆) 3	港町	1 6 1 6	1 8 1 3		
〃	1 5 3	8 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4 - 1		
〃	1 5 4					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 5 5					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 5 6					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 5 8					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 5 9					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 6 0					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 6 1					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 6 2					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 6 3					法第1 0 5条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番		合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 6 4		(番) (筆)						法第105条第2項により消滅
〃	1 6 5								法第105条第2項により消滅
〃	1 6 6								法第95条第6項により金銭清算
〃	1 6 7								法第105条第2項により消滅
〃	1 6 8								法第105条第2項により消滅
〃	1 6 9								法第105条第2項により消滅
〃	1 7 0								法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1								法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2								法第105条第2項により消滅
〃	1 7 3								法第105条第2項により消滅
〃	1 7 4								法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 7 5	(番) (筆)						法第105条第2項により消滅
〃	1 7 6							法第105条第2項により消滅
〃	1 7 7							法第105条第2項により消滅
〃	1 7 8							法第105条第2項により消滅
〃	1 7 9							法第105条第2項により消滅
〃	1 8 0							法第105条第2項により消滅
〃	1 8 1 1	1		港町	1 3 3 8		3 1 8	
〃	1 8 1 2	2		〃	1 4 0 7		1 0 1 2－ 2	
〃	1 8 1 3	3		〃	1 4 0 8		1 0 1 2－ 3	
〃	1 8 2	3 / 4		〃	1 3 5 9		7 1 3－ 1	
〃	1 8 3 1	1 4 / 4		〃	1 3 5 9		7 1 3－ 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	1 8 3	2	港町	1 3 6 0	7 1 3 - 2		
〃	1 8 4	1 / 8	〃	1 3 5 8	7 1 2		
〃	1 8 5	2 / 8	〃	1 3 5 8	7 1 2		
〃	1 8 6	3 / 8	〃	1 3 5 8	7 1 2		
〃	1 8 7	4 / 8	〃	1 3 5 8	7 1 2		
〃	1 8 8	5 / 8	〃	1 3 5 8	7 1 2		
〃	1 8 9	6 / 8	〃	1 3 5 8	7 1 2		
〃	1 9 0	7 / 8	〃	1 3 5 8	7 1 2		
〃	1 9 1	1 / 4	〃	1 4 3 7	1 2 3 - 1		
〃	1 9 2	2 / 4	〃	1 4 3 7	1 2 3 - 1		
〃	1 9 3	3 / 4	〃	1 4 3 7	1 2 3 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	1 9 4	(番) 4 / (筆) 4	港町	1 4 3 7	1 2 3 - 1		
〃	1 9 5	1 / 2	〃	1 3 6 1	7 1 4		
〃	1 9 6	2 / 2	〃	1 3 6 1	7 1 4		
〃	1 9 7	8 / 8	〃	1 3 5 8	7 1 2		
〃	1 9 8		〃	1 3 6 2	7 1 5		
〃	1 9 9		〃	1 3 5 7	7 1 1		
〃	2 0 0					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	2 0 1	1 / 2	港町	1 3 5 6	7 1 0		
〃	2 0 2	2 / 2	〃	1 3 5 6	7 1 0		
〃	2 0 3					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	2 0 4		港町	1 3 5 5	7 9		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	2 0 5 1	(番) 1 / (筆) 2	港町	1 3 9 9		1 0 5 - 5	
〃	2 0 5 2		〃	1 3 5 1		7 4	
〃	2 0 5 3	1 / 3	〃	1 3 9 6		1 0 5 - 2	
〃	2 0 5 4	2 / 2	〃	1 3 9 9		1 0 5 - 5	
〃	2 0 5 5	2 / 3	〃	1 3 9 6		1 0 5 - 2	
〃	2 0 6 1	1 / 2	〃	1 3 9 8		1 0 5 - 4	
〃	2 0 6 2		〃	1 3 9 7		1 0 5 - 3	
〃	2 0 6 3		〃	1 3 5 0		7 3	
〃	2 0 6 4	3 / 3	〃	1 3 9 6		1 0 5 - 2	
〃	2 0 6 5	2 / 2	〃	1 3 9 8		1 0 5 - 4	
〃	2 0 6 6		〃	1 3 5 2		7 5	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	2 0 7	(番) (筆)	港町	1 3 5 4	7 8		
〃	2 0 8					法第9 5条第6 項により金銭 清算	
〃	2 0 9		港町	1 6 7 2	2 6 1 0－ 1		
〃	2 1 0	1	〃	1 3 1 4	2 1 4		
〃	2 1 0	2	〃	1 3 1 5	2 1 5		
〃	2 1 1		〃	1 3 1 4	2 1 4		
〃	2 1 2		〃	1 3 1 4	2 1 4		
〃	2 1 3					法第1 0 5 条第2 項により消 滅	
〃	2 1 4					法第1 0 5 条第2 項により消 滅	
〃	2 1 5					法第1 0 5 条第2 項により消 滅	
〃	2 1 6					法第1 0 5 条第2 項により消 滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	2 1 7	(番) (筆)	港町	1 3 9 5			1 0 5 - 1	
〃	2 1 8							法第105条第2項により消滅
〃	2 1 9							法第105条第2項により消滅
〃	2 2 0 1							法第105条第2項により消滅
〃	2 2 0 2							法第105条第2項により消滅
〃	2 2 1							法第105条第2項により消滅
〃	2 2 2							法第105条第2項により消滅
〃	2 2 3							法第105条第2項により消滅
〃	2 2 4							法第105条第2項により消滅
〃	2 2 5							法第105条第2項により消滅
〃	2 2 6							法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番		合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	2 2 7								法第105条第2項により消滅
〃	2 2 8								法第105条第2項により消滅
〃	2 2 9								法第105条第2項により消滅
〃	2 3 0								法第105条第2項により消滅
〃	2 3 1								法第105条第2項により消滅
〃	2 3 2								法第105条第2項により消滅
〃	2 3 3								法第105条第2項により消滅
〃	2 3 4								法第105条第2項により消滅
〃	2 3 5								法第105条第2項により消滅
〃	2 3 6								法第105条第2項により消滅
〃	2 3 6	1							法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	
港町	2 3 7	(番) (筆)						法第105条第2項により消滅
〃	2 3 8							法第105条第2項により消滅
〃	2 3 9							法第105条第2項により消滅
〃	2 4 0							法第105条第2項により消滅
〃	2 4 1							法第105条第2項により消滅
〃	2 4 2							法第95条第6項により金銭清算
〃	2 4 3							法第95条第6項により金銭清算
〃	2 4 4							法第105条第2項により消滅
〃	2 4 5							法第95条第6項により金銭清算
〃	2 4 6							法第105条第2項により消滅
〃	2 4 7							法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	2 4 8	(番) (筆)						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	2 4 9							法第9 5 条第6 項により金銭清算
〃	2 5 0							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	2 5 1							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	2 5 2							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	2 5 3 1	1 / 4	港町	1 3 2 3			3 3	
〃	2 5 3 2		〃	1 3 4 9			7 2	
〃	2 5 4	3 / 4	〃	1 5 8 3			1 9 5	
〃	2 5 5 1	2 / 4	〃	1 3 2 3			3 3	
〃	2 5 5 2	3 / 4	〃	1 3 2 3			3 3	
〃	2 5 6							法第9 5 条第6 項により金銭清算

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	2 5 7	(番) (筆)						法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	2 5 8		港町	1 7 0 1			2 5 2－ 3	
〃	2 5 9	1	〃	1 3 2 3			3 3	
〃	2 5 9	2						法第1 0 5条第2項により消 滅
〃	2 6 0	1						法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	2 6 0	2						法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	2 6 0	3						法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	2 6 1	1						法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	2 6 1	2	港町	1 3 2 9			3 9	
〃	2 6 1	3	〃	1 3 6 4			7 1－ 2	
〃	2 6 1	4	〃	1 3 3 5			3 1 5	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	2 6 1 5	(番) 2 / (筆) 2	港町	1 3 6 4	7 1－ 2		
〃	2 6 1 6	1 / 3	〃	1 7 0 0	2 5 2－ 2		
〃	2 6 1 7	1 / 2	〃	1 3 4 8	7 1－ 1		
〃	2 6 1 8	1 / 2	〃	1 3 6 3	7 1－ 3		
〃	2 6 1 9	2 / 2	〃	1 3 4 8	7 1－ 1		
〃	2 6 1 1 0	2 / 2	〃	1 3 6 3	7 1－ 3		
〃	2 6 2					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	2 6 3					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	2 6 4	1 / 2	港町	1 3 3 4	3 1 4		
〃	2 6 5	2 / 2	〃	1 3 3 4	3 1 4		
〃	2 6 6	1 / 2	〃	1 3 3 1	3 1 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁 目 名	地 番	合 併	町・丁 目 名	地 番	画 地		
港町	2 6 7	(番) 2 / (筆) 2	港町	1 3 3 1	3 1 1		
〃	2 6 8		〃	1 3 4 4	5 5		
〃	2 7 8		〃	1 3 4 3	5 4		
〃	2 7 9		〃	1 3 4 2	5 3		
〃	2 8 0					法第105条第2項により消滅	
〃	2 8 1		港町	1 3 4 1	5 2		
〃	2 8 2	1 / 2	〃	1 3 4 6	5 7		
〃	2 8 4	2 / 2	〃	1 3 4 6	5 7		
〃	2 8 5	1 / 2	〃	1 3 4 0	5 1		
〃	2 8 6	2 / 2	〃	1 3 4 0	5 1		
〃	2 8 7		〃	1 3 4 5	5 6		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	2 8 8	(番) (筆)	港町	1 3 3 0	3 1 0		
〃	2 8 9	1				法第9 5条第6 項により金銭 清算	
〃	2 8 9	2	港町	1 6 8 1	2 4 2－ 2		
〃	2 8 9	3	〃	1 3 6 8	6 2－ 3		
〃	2 8 9	4	〃	1 6 8 2	2 4 2－ 3		
〃	2 8 9	5	〃	1 6 8 3	2 4 2－ 4		
〃	2 8 9	6	〃	1 6 8 4	2 4 2－ 5		
〃	2 9 0		〃	1 3 6 6	6 2－ 1		
〃	2 9 1	1				法第9 5条第6 項により金銭 清算	
〃	2 9 1	2	港町	1 3 6 7	6 2－ 2		
〃	2 9 2	1	〃	1 7 0 0	2 5 2－ 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	
港町	2 9 2 2	(番) (筆)	港町	1 3 2 7	3 7	法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	2 9 2 3					
〃	2 9 2 4		港町	1 5 2 1 2	1 6 1 3－ 3	
〃	2 9 2 5	1 / 2	〃	1 6 8 0	2 4 2－ 1	
〃	2 9 2 6	1 / 2	〃	1 4 0 9	1 0 1 2－ 1	
〃	2 9 2 7		〃	1 6 7 4	2 6 1 0－ 3	
〃	2 9 2 8	2 / 2	〃	1 4 0 9	1 0 1 2－ 1	
〃	2 9 2 9		〃	1 6 7 3	2 6 1 0－ 2	
〃	2 9 2 1 0		〃	1 3 7 8	9 4－ 2	
〃	2 9 2 1 1	2 / 2	〃	1 6 8 0	2 4 2－ 1	
〃	2 9 2 1 2		〃	1 5 2 1 1	1 6 1 3－ 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番		合 併	町・丁目名	地 番		画 地	
港町	2 9 2	1 3	(番) 3 / (筆) 3	港町	1 7 0 0		2 5 2 - 2	
〃	2 9 2	1 4		〃	1 5 2 1	3	1 6 1 3 - 4	
〃	2 9 3							法第9 5条第6 項により金銭 清算
〃	2 9 4							法第1 0 5条第2 項により消 滅
〃	2 9 5							法第1 0 5条第2 項により消 滅
〃	2 9 6							法第1 0 5条第2 項により消 滅
〃	2 9 7							法第1 0 5条第2 項により消 滅
〃	2 9 8							法第1 0 5条第2 項により消 滅
〃	2 9 9							法第1 0 5条第2 項により消 滅
〃	3 0 0							法第1 0 5条第2 項により消 滅
〃	3 0 1							法第9 5条第6 項により金銭 清算

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	3 0 2	(番) (筆)						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	3 0 3							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	3 0 4							法第9 5 条第6 項により金銭清算
〃	3 0 5							法第9 5 条第6 項により金銭清算
〃	3 0 6							法第9 5 条第6 項により金銭清算
〃	3 0 7							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	3 0 8							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	3 0 9							法第9 5 条第6 項により金銭清算
〃	3 1 0	1 / 4	港町		1 3 0 9		2 4	
〃	3 1 1 1	1	〃		1 6 9 9		2 5 2－ 1	
〃	3 1 1 2	2	〃		1 6 9 9		2 5 2－ 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	3 1 1	3	港町	1 3 1 3	2 7		
〃	3 1 1	4	〃	1 3 1 1	2 6－ 1		
〃	3 1 1	5	〃	1 3 0 9	2 4		
〃	3 1 1	6	〃	1 3 1 2	2 6－ 2		
〃	3 1 2	3 / 4	〃	1 3 0 9	2 4		
〃	3 1 3	4 / 4	〃	1 3 0 9	2 4		
〃	3 1 4	1 / 2	〃	1 3 0 8	2 3		
〃	3 1 5	1	〃	1 3 0 8	2 3		
〃	3 1 5	2	〃	1 3 1 0	2 5		
〃	3 1 6	1 / 3	〃	1 3 0 7	2 1		
〃	3 1 7	2 / 3	〃	1 3 0 7	2 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	3 1 8	(番) (筆)	港町	1 3 0 1	1 2		
			〃	1 3 1 9	2 2		
〃	3 1 8	1	1 / 3	〃	1 3 0 0	1 1	
〃	3 1 9		3 / 3	〃	1 3 0 7	2 1	
〃	3 2 0	1	1 / 9	〃	1 3 0 2	1 3	
〃	3 2 0	2		〃	1 3 1 8	2 1 3	
〃	3 2 1		2 / 3	〃	1 3 0 0	1 1	
〃	3 2 2		3 / 3	〃	1 3 0 0	1 1	
〃	3 2 3		2 / 9	〃	1 3 0 2	1 3	
〃	3 2 4		3 / 9	〃	1 3 0 2	1 3	
〃	3 2 5		4 / 9	〃	1 3 0 2	1 3	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	3 2 6	(番) 5 / (筆) 9	港町	1 3 0 2	1 3		
〃	3 2 7	6 / 9	〃	1 3 0 2	1 3		
〃	3 2 8	7 / 9	〃	1 3 0 2	1 3		
〃	3 2 9	8 / 9	〃	1 3 0 2	1 3		
〃	3 2 9 1	9 / 9	〃	1 3 0 2	1 3		
〃	3 3 0		〃	1 3 1 7	2 1 2		
〃	3 3 1	1 / 3	〃	1 3 0 3	1 4		
〃	3 3 2	2 / 3	〃	1 3 0 3	1 4		
〃	3 3 3	3 / 3	〃	1 3 0 3	1 4		
〃	3 3 4	1 / 4	〃	1 3 0 4	1 5		
〃	3 3 5	2 / 4	〃	1 3 0 4	1 5		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁 目 名	地 番	合 併	町・丁 目 名	地 番	画 地		
港町	3 3 6	(番) 3 / (筆) 4	港町	1 3 0 4	1 5		
〃	3 3 7	4 / 4	〃	1 3 0 4	1 5		
〃	3 3 8		〃	1 3 0 5	1 6		
〃	3 3 9	1 / 2	〃	1 3 0 6	1 7		
〃	3 4 0	2 / 2	〃	1 3 0 6	1 7		
〃	3 4 1					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	3 4 2					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	3 4 3	1 / 2	港町	1 3 1 6	2 1 1		
〃	3 4 4	2 / 2	〃	1 3 1 6	2 1 1		
〃	3 4 5	1 / 2	〃	1 4 1 1	1 0 5－ 8		
〃	3 4 6					法第9 5条第6項により金銭 清算	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	3 4 7	(番) (筆)					法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	3 4 8	2 / 2	港町	1 4 1 1		1 0 5－ 8	
〃	3 4 9	2 / 3	〃	1 3 1 5		2 1 5	
〃	3 5 0	3 / 3	〃	1 3 1 5		2 1 5	
〃	3 5 1		〃	1 6 9 6		2 4 1 3－ 1	
〃	3 5 2						法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	3 5 3						法第1 0 5条第2項により消 滅
〃	3 5 4						法第1 0 5条第2項により消 滅
〃	3 5 5						法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	3 5 6						法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	3 5 7						法第9 5条第6項により金銭 清算

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	
港町	3 5 8	(番) (筆)						法第9 5 条第6 項により金銭 清算
〃	3 5 9							法第1 0 5 条第2 項により消 滅
〃	3 6 0							法第1 0 5 条第2 項により消 滅
〃	3 6 1							法第1 0 5 条第2 項により消 滅
〃	3 6 2							法第1 0 5 条第2 項により消 滅
〃	3 6 3							法第1 0 5 条第2 項により消 滅
〃	3 6 4							法第9 5 条第6 項により金銭 清算
〃	3 6 5							法第1 0 5 条第2 項により消 滅
〃	3 6 6							法第9 5 条第6 項により金銭 清算
〃	3 6 7							法第1 0 5 条第2 項により消 滅
〃	3 6 7 1	1 / 2	港町	1 3 7 1			6 4	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	
港町	3 6 8	(番) (筆)				法第1 0 5条第2項により消滅
〃	3 6 9					法第1 0 5条第2項により消滅
〃	3 7 0					法第1 0 5条第2項により消滅
〃	3 7 1	2 / 2	港町	1 3 7 1	6 4	
〃	3 7 2		〃	1 3 7 3	6 5－ 2	
〃	3 7 3		〃	1 3 7 2	6 5－ 1	
〃	3 7 4		〃	1 3 7 0	6 3－ 2	
〃	3 7 5		〃	1 3 6 9	6 3－ 1	
〃	3 7 6		〃	1 3 6 5	6 1	
〃	3 7 7	1 / 8	〃	1 3 2 5	3 5	
〃	3 7 8	2 / 8	〃	1 3 2 5	3 5	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁 目 名	地 番	合 併	町・丁 目 名	地 番	画 地		
港町	3 7 9	(番) 3 / (筆) 8	港町	1 3 2 5	3 5		
〃	3 8 0	4 / 8	〃	1 3 2 5	3 5		
〃	3 8 1	5 / 8	〃	1 3 2 5	3 5		
〃	3 8 2	6 / 8	〃	1 3 2 5	3 5		
〃	3 8 3	7 / 8	〃	1 3 2 5	3 5		
〃	3 8 4	8 / 8	〃	1 3 2 5	3 5		
〃	3 8 5					法第9 5 条第6 項により金銭 清算	
〃	3 8 6					法第9 5 条第6 項により金銭 清算	
〃	3 8 7					法第9 5 条第6 項により金銭 清算	
〃	3 8 8					法第1 0 5 条第2 項により消 滅	
〃	3 8 9					法第1 0 5 条第2 項により消 滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番		合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	3 9 0		(番) (筆)						法第105条第2項により消滅
〃	3 9 1								法第105条第2項により消滅
〃	3 9 2								法第105条第2項により消滅
〃	3 9 3								法第105条第2項により消滅
〃	3 9 4								法第105条第2項により消滅
〃	3 9 5								法第105条第2項により消滅
〃	3 9 6								法第105条第2項により消滅
〃	3 9 7								法第105条第2項により消滅
〃	3 9 8								法第105条第2項により消滅
〃	3 9 9								法第105条第2項により消滅
〃	4 0 0								法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番		合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	4 0 1								法第105条第2項により消滅
〃	4 0 2								法第105条第2項により消滅
〃	4 0 3								法第105条第2項により消滅
〃	4 0 4								法第105条第2項により消滅
〃	4 0 5								法第105条第2項により消滅
〃	4 0 6								法第105条第2項により消滅
〃	4 0 7								法第105条第2項により消滅
〃	4 0 8								法第105条第2項により消滅
〃	4 0 9								法第105条第2項により消滅
〃	4 1 0								法第105条第2項により消滅
〃	4 1 1								法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	4 1 2	(番) (筆)						法第105条第2項により消滅
〃	4 1 3							法第105条第2項により消滅
〃	4 1 4							法第105条第2項により消滅
〃	4 1 5							法第105条第2項により消滅
〃	4 1 6							法第105条第2項により消滅
〃	4 1 7							法第105条第2項により消滅
〃	4 1 8							法第105条第2項により消滅
〃	4 1 9							法第105条第2項により消滅
〃	4 2 0							法第105条第2項により消滅
〃	4 2 1	1 / 4	港町		1 3 7 4		9 1	
〃	4 2 2	2 / 4	〃		1 3 7 4		9 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	4 2 3	(番) 3 / (筆) 4	港町	1 3 7 4	9 1		
〃	4 2 4	4 / 4	〃	1 3 7 4	9 1		
〃	4 2 5 1	1 / 3	〃	1 3 8 9	9 1 5		
〃	4 2 5 2	1 / 2	〃	1 3 8 4	9 1 0		
〃	4 2 5 3		〃	1 3 9 0	9 1 6		
〃	4 2 5 4	1 / 3	〃	1 3 8 8	9 1 4		
〃	4 2 6	1 / 2	〃	1 3 8 7	9 1 3		
〃	4 2 7	2 / 2	〃	1 3 8 7	9 1 3		
〃	4 2 8	1 / 3	〃	1 3 8 5	9 1 1		
〃	4 2 9	2 / 3	〃	1 3 8 5	9 1 1		
〃	4 3 0 1	1 / 3	〃	1 4 5 3	1 1 5		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	4 3 0 2	(番) (筆)	港町	1 3 8 6	9 1 2	
〃	4 3 1	2 / 3	〃	1 4 5 3	1 1 5	
〃	4 3 2					法第1 0 5条第2項により消滅
〃	4 3 3	1 / 2	港町	1 3 8 3	9 9	
〃	4 3 4	2 / 2	〃	1 3 8 3	9 9	
〃	4 3 5	3 / 3	〃	1 3 8 5	9 1 1	
〃	4 3 6 1	2 / 2	〃	1 3 8 4	9 1 0	
〃	4 3 6 2	1 / 3	〃	1 3 7 5	9 2	
〃	4 3 6 3		〃	1 3 7 9	9 5	
〃	4 3 6 5		〃	1 4 3 6	1 2 1	
〃	4 3 6 6		〃	1 3 8 0	9 6	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	4 3 6 7	(番) 2 / (筆) 3	港町	1 3 7 5	9 2		
〃	4 3 6 8	3 / 3	〃	1 3 7 5	9 2		
〃	4 3 6 9		〃	1 3 8 1	9 7		
〃	4 3 6 1 0		〃	1 3 8 2	9 8		
〃	4 3 6 1 1	2 / 3	〃	1 3 8 9	9 1 5		
〃	4 3 6 1 2	2 / 3	〃	1 3 8 8	9 1 4		
〃	4 3 6 1 4	3 / 3	〃	1 3 8 9	9 1 5		
〃	4 3 6 1 5	3 / 3	〃	1 3 8 8	9 1 4		
〃	4 3 7		〃	1 3 7 6	9 3		
〃	4 3 8 1	1 / 2	〃	1 3 2 1	3 1		
〃	4 3 8 2		〃	1 3 7 7	9 4－ 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	4 3 9	(番) 2 / (筆) 2	港町	1 3 2 1			3 1	
〃	4 4 0							法第105条第2項により消滅
〃	4 4 1							法第95条第6項により金銭清算
〃	4 4 2							法第105条第2項により消滅
〃	4 4 3							法第105条第2項により消滅
〃	4 4 4							法第105条第2項により消滅
〃	4 4 5							法第105条第2項により消滅
〃	4 4 6							法第95条第6項により金銭清算
〃	4 4 7							法第105条第2項により消滅
〃	4 4 8							法第105条第2項により消滅
〃	4 4 9							法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	4 5 0	(番) (筆)						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	4 5 0 1							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	4 5 1							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	4 5 2							法第9 5 条第6 項により金銭清算
〃	4 5 3 1							法第9 5 条第6 項により金銭清算
〃	4 5 3 2							法第9 5 条第6 項により金銭清算
〃	4 5 4 1							法第9 5 条第6 項により金銭清算
〃	4 5 4 2							法第9 5 条第6 項により金銭清算
〃	4 5 5 1		港町		1 3 9 3		1 0 3	
〃	4 5 5 2	1 / 2	〃		1 3 9 2		1 0 2	
〃	4 5 6 1	1 / 2	〃		1 3 9 1		1 0 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	4 5 6	2 2 / 2	港町	1 3 9 2			1 0 2	
〃	4 5 7	2 / 2	〃	1 3 9 1			1 0 1	
〃	4 5 8							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	4 5 9							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	4 6 0	1 / 6	港町	1 4 1 7			1 0 1 8	
〃	4 6 1	2 / 6	〃	1 4 1 7			1 0 1 8	
〃	4 6 2	3 / 6	〃	1 4 1 7			1 0 1 8	
〃	4 6 3	4 / 6	〃	1 4 1 7			1 0 1 8	
〃	4 6 4	5 / 6	〃	1 4 1 7			1 0 1 8	
〃	4 6 5	6 / 6	〃	1 4 1 7			1 0 1 8	
〃	4 6 6							法第1 0 5 条第2 項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	4 6 7	(番) (筆)						法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	4 6 8							法第1 0 5条第2項により消 滅
〃	4 6 9		港町	1 4 1 5			1 0 1 6	
〃	4 7 1	1 / 3	〃	1 4 1 3			1 0 1 4	
〃	4 7 2	2 / 3	〃	1 4 1 3			1 0 1 4	
〃	4 7 3	3 / 3	〃	1 4 1 3			1 0 1 4	
〃	4 7 4		〃	1 4 1 4			1 0 1 5	
〃	4 7 5 2		〃	1 4 1 2			1 0 1 3	
〃	4 7 7		〃	1 4 1 6			1 0 1 7	
〃	4 7 8	1 / 6	〃	1 3 9 4			1 0 4	
〃	4 7 9	2 / 6	〃	1 3 9 4			1 0 4	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	4 8 0	(番) 3 / (筆) 6	港町	1 3 9 4	1 0 4		
〃	4 8 1	4 / 6	〃	1 3 9 4	1 0 4		
〃	4 8 2	5 / 6	〃	1 3 9 4	1 0 4		
〃	4 8 3	6 / 6	〃	1 3 9 4	1 0 4		
〃	4 8 4					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	4 8 5					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	4 8 6	9 / 29	港町	1 5 0 8	1 6 4－ 1		
〃	4 8 7 1	2 / 2	〃	1 4 4 8	1 1 1		
〃	4 8 7 2		〃	1 4 1 0	1 0 5－ 7		
〃	4 8 7 3		〃	1 3 3 3	3 1 3		
〃	4 8 7 4	1 / 4	〃	1 3 3 2	3 1 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	4 8 7 5	(番) (筆)	港町	1 3 5 3	7 6		
〃	4 8 7 6		〃	1 6 2 7	2 1 8－ 1		
〃	4 8 7 7		〃	1 6 2 8	2 1 8－ 3		
〃	4 8 7 8		〃	1 5 9 8	1 9 1 7－ 2		
〃	4 8 7 9	1 / 4	〃	1 4 5 9	1 1 8－ 1		
〃	4 8 7 1 0	1 / 4	〃	1 4 6 0	1 1 8－ 2		
〃	4 8 8 1	1 / 2	〃	1 4 4 3	1 2 8		
〃	4 8 8 2	2 / 2	〃	1 4 4 3	1 2 8		
〃	4 8 8 3	1 / 2	〃	1 4 0 5	1 0 1 0		
〃	4 9 5 1	1 / 2	〃	1 4 0 1	1 0 6		
〃	4 9 5 3		〃	1 4 4 2	1 2 7		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番		画 地		
港町	4 9 8	(番) 2 / (筆) 2	港町	1 4 0 1			1 0 6	
〃	4 9 9							法第9 5条第6項により金銭 清算
〃	5 0 2	2 / 2	港町	1 4 0 5			1 0 1 0	
〃	5 0 3							法第1 0 5条第2項により消 滅
〃	5 0 4	1 / 10	港町	1 4 2 4			1 4 1 3	
〃	5 0 5	2 / 10	〃	1 4 2 4			1 4 1 3	
〃	5 0 6	1 / 26	〃	1 4 9 9			1 5 2－ 1	
〃	5 0 7	10 / 29	〃	1 5 0 8			1 6 4－ 1	
〃	5 0 8							法第1 0 5条第2項により消 滅
〃	5 0 9	3 / 10	港町	1 4 2 4			1 4 1 3	
〃	5 1 0	1 / 3	〃	1 4 6 4			1 3 3	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	5 1 1	(番) 2 / (筆) 3	港町	1 4 6 4	1 3 3		
〃	5 1 2 1		〃	1 6 9 5 1	2 4 1 2－ 1		
〃	5 1 2 2		〃	1 6 9 5 2	2 4 1 2－ 2		
〃	5 1 3		〃	1 4 3 4	1 4 2 2－ 2		
〃	5 1 4	1 / 7	〃	1 4 7 8	1 3 1 2		
〃	5 1 5	1 / 4	〃	1 4 7 7	1 3 1 1		
〃	5 1 6	1 / 3	〃	1 4 7 6	1 3 1 0		
〃	5 1 7		〃	1 4 8 1	1 3 1 5－ 1		
〃	5 1 8	2 / 3	〃	1 4 7 6	1 3 1 0		
〃	5 1 9		〃	1 4 8 2	1 3 1 5－ 2		
〃	5 2 0	3 / 3	〃	1 4 7 6	1 3 1 0		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地			
港町	5 2 1	(番) 1 / (筆) 4	港町	1 5 2 8	1 6 1 7			
〃	5 2 2	2 / 4	〃	1 5 2 8	1 6 1 7			
〃	5 2 3	3 / 4	〃	1 5 2 8	1 6 1 7			
〃	5 2 4	4 / 4	〃	1 5 2 8	1 6 1 7			
〃	5 2 5	1 / 3	〃	1 4 9 2	1 3 2 0			
〃	5 2 6	2 / 3	〃	1 4 9 2	1 3 2 0			
〃	5 2 7	3 / 3	〃	1 4 9 2	1 3 2 0			
〃	5 2 8						法第105条第2項により消滅	
〃	5 2 9						法第105条第2項により消滅	
〃	5 3 0						法第105条第2項により消滅	
〃	5 3 1						法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	5 3 2	(番) (筆)						法第105条第2項により消滅
〃	5 3 3							法第105条第2項により消滅
〃	5 3 4							法第105条第2項により消滅
〃	5 3 5		港町	1 4 9 1			1 3 1 9	
〃	5 3 6		〃	1 4 9 0			1 3 1 8	
〃	5 3 7							法第105条第2項により消滅
〃	5 3 8							法第105条第2項により消滅
〃	5 3 9							法第105条第2項により消滅
〃	5 4 0	1 / 7	港町	1 4 8 4			1 3 1 5－ 4	
〃	5 4 1	2 / 7	〃	1 4 8 4			1 3 1 5－ 4	
〃	5 4 2	3 / 7	〃	1 4 8 4			1 3 1 5－ 4	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	5 4 3	1 / 7	港町	1 4 2 2	1 4 1 1		
〃	5 4 4					法第9 1 条第4 項により金銭 清算	
〃	5 4 5	3 / 3	港町	1 4 6 4	1 3 3		
〃	5 4 6	4 / 7	〃	1 4 8 4	1 3 1 5－ 4		
〃	5 4 7	5 / 7	〃	1 4 8 4	1 3 1 5－ 4		
〃	5 4 8	6 / 7	〃	1 4 8 4	1 3 1 5－ 4		
〃	5 4 9	7 / 7	〃	1 4 8 4	1 3 1 5－ 4		
〃	5 5 0	2 / 7	〃	1 4 2 2	1 4 1 1		
〃	5 5 1	3 / 7	〃	1 4 2 2	1 4 1 1		
〃	5 5 2	4 / 7	〃	1 4 2 2	1 4 1 1		
〃	5 5 3	5 / 7	〃	1 4 2 2	1 4 1 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地			
港町	5 5 4	(番) 6 / (筆) 7	港町	1 4 2 2	1 4 1 1			
〃	5 5 5	7 / 7	〃	1 4 2 2	1 4 1 1			
〃	5 5 6					法第1 0 5 条第2 項により消滅		
〃	5 5 7					法第1 0 5 条第2 項により消滅		
〃	5 5 8					法第1 0 5 条第2 項により消滅		
〃	5 5 9	1 / 2	港町	1 4 8 5	1 3 1 5－ 5			
〃	5 6 0	2 / 2	〃	1 4 8 5	1 3 1 5－ 5			
〃	5 6 1 1	1 / 4	〃	1 4 8 6	1 3 1 5－ 6			
〃	5 6 1 2	2 / 4	〃	1 4 8 6	1 3 1 5－ 6			
〃	5 6 2 1	3 / 4	〃	1 4 8 6	1 3 1 5－ 6			
〃	5 6 2 2	4 / 4	〃	1 4 8 6	1 3 1 5－ 6			

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	画 地	
港町	5 6 3	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	5 6 4						法第105条第2項により消滅
〃	5 6 5						法第105条第2項により消滅
〃	5 6 6						法第105条第2項により消滅
〃	5 6 7						法第105条第2項により消滅
〃	5 6 8						法第105条第2項により消滅
〃	5 6 9						法第105条第2項により消滅
〃	5 7 0						法第105条第2項により消滅
〃	5 7 1	1 / 2	港町	1 5 3 1		1 6 2 0	
〃	5 7 2	2 / 2	〃	1 5 3 1		1 6 2 0	
〃	5 7 3	1 / 2	〃	1 6 0 5		1 8 3	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	5 7 4	(番) 2 / (筆) 2	港町	1 6 0 5	1 8 3	
〃	5 7 5	1 / 2	〃	1 6 0 4	1 8 2	
〃	5 7 6	2 / 2	〃	1 6 0 4	1 8 2	
〃	5 7 7	1 / 8	〃	1 5 3 3	1 6 2 2	
〃	5 7 8	2 / 8	〃	1 5 3 3	1 6 2 2	
〃	5 7 9	3 / 8	〃	1 5 3 3	1 6 2 2	
〃	5 8 0	4 / 8	〃	1 5 3 3	1 6 2 2	
〃	5 8 1	5 / 8	〃	1 5 3 3	1 6 2 2	
〃	5 8 2	6 / 8	〃	1 5 3 3	1 6 2 2	
〃	5 8 3	7 / 8	〃	1 5 3 3	1 6 2 2	
〃	5 8 4	8 / 8	〃	1 5 3 3	1 6 2 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	5 8 5	(番) 1 1 / (筆) 2 9	港町	1 5 0 8	1 6 4－ 1	
〃	5 8 6	2 / 3	〃	1 5 7 9	1 9 2－ 1	
〃	5 8 7	1 2 / 2 9	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1	
〃	5 8 8	2 / 4	〃	1 5 1 0	1 6 4－ 4	
〃	5 8 9	3 / 4	〃	1 5 1 0	1 6 4－ 4	
〃	5 9 0	1 3 / 2 9	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1	
〃	5 9 1 1	1 / 3	〃	1 5 2 6	1 6 1 5－ 1	
〃	5 9 1 2		〃	1 5 2 4	1 6 1 5－ 2	
〃	5 9 2	1 / 3	〃	1 5 2 3	1 6 1 4	
〃	5 9 3	2 / 3	〃	1 5 2 3	1 6 1 4	
〃	5 9 4	3 / 3	〃	1 5 2 3	1 6 1 4	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	5 9 5	(番) (筆)	港町	1 5 2 7	1 6 1 6		
〃	5 9 6	2 / 3	〃	1 5 2 6	1 6 1 5－ 1		
〃	5 9 7	3 / 3	〃	1 5 2 6	1 6 1 5－ 1		
〃	5 9 8	14 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1		
〃	5 9 9					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	6 0 0					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	6 0 1		港町	1 4 2 9	1 4 1 9		
			〃	1 4 3 0	1 4 2 0		
〃	6 0 7 2					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	6 0 9 1		港町	1 4 1 9	1 4 8		
	(後葉に続く)		〃	1 4 2 1	1 4 1 0		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番		画 地	
	(前葉より)	(番) (筆)	港町	1 4 3 1		1 4 2 3	
〃	6 0 9 2		〃	1 5 1 1		1 6 4 - 2	
〃	6 1 0						法第95条第6項により金銭 清算
〃	6 1 2 2						法第95条第6項により金銭 清算
〃	6 1 7 2						法第95条第6項により金銭 清算
〃	6 1 9 1		港町	1 4 1 8		1 4 1	
			〃	1 4 2 0		1 4 9	
			〃	1 4 2 5		1 4 1 4	
			〃	1 4 2 6		1 4 1 6	
			〃	1 4 2 8		1 4 1 8	
〃	6 1 9 2		〃	1 5 5 5		1 7 1 0 - 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	6 3 1 2	(番) (筆)						法第105条第2項により消滅
〃	6 4 5 1		港町	1 5 1 6			1 6 8	
〃	6 5 3 2							法第105条第2項により消滅
〃	6 5 4 2							法第105条第2項により消滅
〃	6 5 7 1	1 / 4	港町	1 5 4 0			1 7 1－ 1	
〃	6 5 8		〃	1 5 1 5			1 6 7	
〃	6 5 9		〃	1 5 5 6			1 7 1 1	
〃	6 6 0	1 / 3	〃	1 5 4 1			1 7 1－ 2	
〃	6 6 1	2 / 3	〃	1 5 4 1			1 7 1－ 2	
〃	6 6 2	3 / 3	〃	1 5 4 1			1 7 1－ 2	
〃	6 6 3	2 / 4	〃	1 5 4 0			1 7 1－ 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	6 6 5 1	(番) 3 / (筆) 4	港町	1 5 4 0			1 7 1 - 1	
〃	6 6 5 2							法第1 0 5 条第2項により消滅
〃	6 6 6	4 / 4	港町	1 5 4 0			1 7 1 - 1	
〃	6 6 7		〃	1 5 5 4			1 7 1 0 - 1	
〃	6 6 8	1 / 2	〃	1 5 5 2			1 7 8	
〃	6 6 9	2 / 2	〃	1 5 5 2			1 7 8	
〃	6 7 0	1 / 6	〃	1 5 4 4			1 7 2 - 1	
〃	6 7 1	2 / 6	〃	1 5 4 4			1 7 2 - 1	
〃	6 7 1 2	1 / 3	〃	1 5 4 5			1 7 4	
〃	6 7 2							法第1 0 5 条第2項により消滅
〃	6 7 3 2							法第1 0 5 条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地			
港町	6 7 4 1	(番) 2 / (筆) 3	港町	1 5 4 5	1 7 4			
〃	6 7 4 3					法第1 0 5 条第2項により消滅		
〃	6 7 5 1	3 / 6	港町	1 5 4 4	1 7 2－ 1			
〃	6 7 5 2		〃	1 5 4 2	1 7 2－ 2			
〃	6 7 6		〃	1 5 4 3	1 7 2－ 3			
〃	6 7 8	4 / 6	〃	1 5 4 4	1 7 2－ 1			
〃	6 7 9 1	5 / 6	〃	1 5 4 4	1 7 2－ 1			
〃	6 7 9 2					法第1 0 5 条第2項により消滅		
〃	6 7 9 3					法第1 0 5 条第2項により消滅		
〃	6 8 0 2					法第1 0 5 条第2項により消滅		
〃	6 8 1 3					法第1 0 5 条第2項により消滅		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	
港町	6 8 2	1						法第105条第2項により消滅
〃	6 8 3	3						法第105条第2項により消滅
〃	6 8 4	4						法第105条第2項により消滅
〃	6 8 6	2						法第105条第2項により消滅
〃	6 8 7	2						法第105条第2項により消滅
〃	6 8 8	2						法第105条第2項により消滅
〃	6 8 9	2						法第105条第2項により消滅
〃	6 9 0	4						法第105条第2項により消滅
〃	6 9 4	2						法第105条第2項により消滅
〃	6 9 5	1	3 / 3	港町	1 5 4 5		1 7 4	
〃	6 9 5	3						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	6 9 6	2						法第105条第2項により消滅
〃	6 9 7	2						法第105条第2項により消滅
〃	6 9 8	1	港町	1 6 4 4			2 2 3－ 2	
〃	6 9 8	2						法第105条第2項により消滅
〃	6 9 8	3	港町	1 5 6 0			2 3 5－ 2	
〃	6 9 8	4	〃	1 5 6 1			2 3 5－ 3	
〃	6 9 8	5	〃	1 5 6 4			2 3 4－ 2	
〃	6 9 9	1 / 2	〃	1 5 5 7			2 3 1	
〃	7 0 0	2 / 2	〃	1 5 5 7			2 3 1	
〃	7 0 1		〃	1 5 5 8			2 3 2	
〃	7 0 2		〃	1 5 5 9			2 3 5－ 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 0 3	(番) 1 / (筆) 3	港町	1 5 6 8	2 0 4		
〃	7 0 4	2 / 3	〃	1 5 6 8	2 0 4		
〃	7 0 5	3 / 3	〃	1 5 6 8	2 0 4		
〃	7 0 6	1 / 3	〃	1 5 6 7	2 0 3		
〃	7 0 7	2 / 3	〃	1 5 6 7	2 0 3		
〃	7 0 8	3 / 3	〃	1 5 6 7	2 0 3		
〃	7 0 9	1 / 4	〃	1 5 6 6	2 0 2		
〃	7 1 0	2 / 4	〃	1 5 6 6	2 0 2		
〃	7 1 1 1	1 / 2	〃	1 5 5 0	1 7 7－ 1		
〃	7 1 1 2		〃	1 5 4 9	1 7 7－ 2		
〃	7 1 2	1 / 7	〃	1 5 6 5	2 0 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 1 3	(番) 2 / (筆) 7	港町	1 5 6 5	2 0 1		
〃	7 1 4 1	3 / 7	〃	1 5 6 5	2 0 1		
〃	7 1 4 2	3 / 4	〃	1 5 6 6	2 0 2		
〃	7 1 5 1	4 / 7	〃	1 5 6 5	2 0 1		
〃	7 1 5 2	4 / 4	〃	1 5 6 6	2 0 2		
〃	7 1 6	5 / 7	〃	1 5 6 5	2 0 1		
〃	7 1 7 1	6 / 7	〃	1 5 6 5	2 0 1		
〃	7 1 7 2					法第105条第2項により消滅	
〃	7 1 8 1	7 / 7	港町	1 5 6 5	2 0 1		
〃	7 1 8 2					法第105条第2項により消滅	
〃	7 1 9	2 / 2	港町	1 5 5 0	1 7 7－ 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 2 0 1	(番) (筆)	港町	1 5 7 7	2 0 9－ 1		
〃	7 2 0 2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	7 2 0 3		港町	1 5 7 5	2 0 9－ 2		
〃	7 2 0 4	1 / 2	〃	1 5 7 6	2 0 9－ 3		
〃	7 2 1	2 / 2	〃	1 5 7 6	2 0 9－ 3		
〃	7 2 2	1 / 2	〃	1 5 4 6	1 7 5		
〃	7 2 3	2 / 2	〃	1 5 4 6	1 7 5		
〃	7 2 4 1		〃	1 5 9 1	1 9 1 2－ 1		
〃	7 2 4 2	1 / 3	〃	1 5 9 2	1 9 1 2－ 2		
〃	7 2 5		〃	1 5 2 0	1 6 1 2		
〃	7 2 6		〃	1 5 1 4	1 6 6		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 2 7	(番) 1 / (筆) 2	港町	1 5 1 3	1 6 5		
〃	7 2 8	1				法第90条により金銭清算	
〃	7 2 8	2	港町	1 5 1 7	1 6 9		
〃	7 2 8	3	〃	1 5 1 3	1 6 5		
〃	7 2 9	1	〃	1 5 1 7	1 6 9		
〃	7 2 9	2	〃	1 5 1 8	1 6 1 0		
〃	7 2 9	3	〃	1 5 1 9	1 6 1 1		
〃	7 3 3					法第90条により金銭清算	
〃	7 3 4					法第90条により金銭清算	
〃	7 3 5	2 / 3	港町	1 5 9 2	1 9 1 2－ 2		
〃	7 3 6	3 / 3	〃	1 5 9 2	1 9 1 2－ 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 3 7	(番) 1 / (筆) 4	港町	1 5 8 9	1 9 1 1		
〃	7 3 8	2 / 4	〃	1 5 8 9	1 9 1 1		
〃	7 3 9	3 / 4	〃	1 5 8 9	1 9 1 1		
〃	7 4 0	4 / 4	〃	1 5 8 9	1 9 1 1		
〃	7 4 1	1 / 3	〃	1 5 8 8	1 9 1 0		
〃	7 4 2	2 / 3	〃	1 5 8 8	1 9 1 0		
〃	7 4 3	1 / 2	〃	1 5 8 7	1 9 9		
〃	7 4 4	2 / 2	〃	1 5 8 7	1 9 9		
〃	7 4 5	3 / 3	〃	1 5 8 8	1 9 1 0		
〃	7 4 6 1		〃	1 6 2 9	2 1 8－ 2		
〃	7 4 6 2		〃	1 5 9 3	1 9 1 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 5 0	(番) 1 / (筆) 3	港町	1 5 8 5	1 9 7		
〃	7 5 1	2 / 3	〃	1 5 8 5	1 9 7		
〃	7 5 2	3 / 3	〃	1 5 8 5	1 9 7		
〃	7 5 3		〃	1 5 8 2	1 9 4		
〃	7 5 4		〃	1 5 8 4	1 9 6		
〃	7 5 5		〃	1 5 8 1	1 9 3		
〃	7 5 6 1		〃	1 5 2 5	1 6 1 5－ 3		
〃	7 5 6 2	1 / 3	〃	1 5 8 0	1 9 2－ 2		
〃	7 5 7	2 / 3	〃	1 5 8 0	1 9 2－ 2		
〃	7 5 8	3 / 3	〃	1 5 8 0	1 9 2－ 2		
〃	7 5 9 1	2 / 4	〃	1 4 5 9	1 1 8－ 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 5 9: 2	(番) (筆)	港町	1 5 9 9:	1 9 1 8－ 3		
〃	7 5 9: 3		〃	1 6 0 2:	1 9 1 9		
〃	7 5 9: 4	1 / 2	〃	1 6 1 8:	2 1 1－ 3		
〃	7 6 0:	1 / 2	〃	1 5 9 6:	1 9 1 6		
〃	7 6 1:	2 / 2	〃	1 5 9 6:	1 9 1 6		
〃	7 6 2:		〃	1 5 9 5:	1 9 1 5		
〃	7 6 3: 1		〃	1 6 2 2:	2 1 5－ 1		
〃	7 6 3: 2	1 / 2	〃	1 6 2 4:	2 1 5－ 2		
〃	7 6 3: 3		〃	1 6 2 3:	2 1 5－ 3		
〃	7 6 4:	1 / 9	〃	1 6 3 9:	2 2 1－ 6		
〃	7 6 5:	1 / 2	〃	1 6 4 3:	2 2 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 6 6	(番) 2 / (筆) 2	港町	1 6 4 3	2 2 2		
〃	7 6 7	2 / 9	〃	1 6 3 9	2 2 1 - 6		
〃	7 6 8	3 / 9	〃	1 6 3 9	2 2 1 - 6		
〃	7 6 9	4 / 9	〃	1 6 3 9	2 2 1 - 6		
〃	7 7 0 1		〃	1 6 4 0	2 2 1 - 5		
〃	7 7 0 2		〃	1 6 3 7	2 2 1 - 1		
〃	7 7 0 3	5 / 9	〃	1 6 3 9	2 2 1 - 6		
〃	7 7 1 1	1 / 2	〃	1 6 3 8	2 2 1 - 2		
〃	7 7 1 2		〃	1 6 4 2	2 2 1 - 4		
〃	7 7 2	6 / 9	〃	1 6 3 9	2 2 1 - 6		
〃	7 7 3	7 / 9	〃	1 6 3 9	2 2 1 - 6		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 7 4	(番) 1 / (筆) 8	港町	1 6 4 6	2 2 4		
〃	7 7 5	2 / 8	〃	1 6 4 6	2 2 4		
〃	7 7 6	3 / 8	〃	1 6 4 6	2 2 4		
〃	7 7 7	4 / 8	〃	1 6 4 6	2 2 4		
〃	7 7 8	5 / 8	〃	1 6 4 6	2 2 4		
〃	7 7 9	6 / 8	〃	1 6 4 6	2 2 4		
〃	7 8 0 1	2 / 2	〃	1 6 3 8	2 2 1－ 2		
〃	7 8 0 2		〃	1 6 4 1	2 2 1－ 3		
〃	7 8 0 3	8 / 9	〃	1 6 3 9	2 2 1－ 6		
〃	7 8 1	1 / 6	〃	1 6 4 5	2 2 3－ 1		
〃	7 8 2	1 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 8 3	(番) 2 / (筆) 23	港町	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 8 4	3 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 8 5	4 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 8 6	2 / 6	〃	1 6 4 5	2 2 3－ 1		
〃	7 8 7	2 / 2	〃	1 6 2 4	2 1 5－ 2		
〃	7 8 8 1	5 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 8 8 2					法第105条第2項により消滅	
〃	7 8 8 3	6 / 23	港町	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 8 9 1	7 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 8 9 2					法第105条第2項により消滅	
〃	7 8 9 3	8 / 23	港町	1 5 6 3	2 3 4－ 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 9 0 1	(番) 9 / (筆) 23	港町	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 9 0 2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	7 9 0 3	10 / 23	港町	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 9 1	11 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 9 2	12 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 9 3	13 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 9 4 1		〃	1 5 7 4	2 0 8		
〃	7 9 4 2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	7 9 4 3		港町	1 5 7 3	2 0 7		
〃	7 9 4 4		〃	1 5 7 0	2 0 5－ 1		
〃	7 9 4 5		〃	1 5 5 3	1 7 9		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	7 9 4 6	(番) (筆)	港町	1 5 6 9	2 0 5－ 2		
〃	7 9 4 7		〃	1 5 8 6	1 9 8		
〃	7 9 7	14 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 9 8	15 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	7 9 9	16 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	8 0 0	17 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	8 0 1	18 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	8 0 2	19 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	8 0 3 2		〃	1 5 6 2	2 3 3		
〃	8 0 4 1	20 / 23	〃	1 5 6 3	2 3 4－ 1		
〃	8 0 4 2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	8 0 5 1	(番) (筆) 21 / 23	港町	1 5 6 3	2 3 4 - 1		
〃	8 0 5 2						法第105条第2項により消滅
〃	8 0 6 1	22 / 23	港町	1 5 6 3	2 3 4 - 1		
〃	8 0 6 2						法第105条第2項により消滅
〃	8 0 7 1	3 / 6	港町	1 6 4 5	2 2 3 - 1		
〃	8 0 7 2						法第105条第2項により消滅
〃	8 0 7 3						法第105条第2項により消滅
〃	8 0 7 4	23 / 23	港町	1 5 6 3	2 3 4 - 1		
〃	8 0 8 1	4 / 6	〃	1 6 4 5	2 2 3 - 1		
〃	8 0 8 2						法第105条第2項により消滅
〃	8 0 9 1	5 / 6	港町	1 6 4 5	2 2 3 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	8 0 9	2					法第1 0 5条第2項により消滅
〃	8 1 0	1	7 / 8	港町	1 6 4 6	2 2 4	
〃	8 1 0	2					法第1 0 5条第2項により消滅
〃	8 1 1	1	8 / 8	港町	1 6 4 6	2 2 4	
〃	8 1 1	2					法第1 0 5条第2項により消滅
〃	8 1 2	1		港町	1 6 4 7	2 2 5－ 1	
〃	8 1 2	2					法第1 0 5条第2項により消滅
〃	8 1 2	3	1 / 2	港町	1 6 4 8	2 2 5－ 2	
〃	8 1 3	1	2 / 2	〃	1 6 4 8	2 2 5－ 2	
〃	8 1 3	2					法第1 0 5条第2項により消滅
〃	8 1 3	3		港町	1 6 4 9	2 2 5－ 3	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	8 1 3	4 1 / 2	港町	1 6 5 0			2 2 5 - 4	
〃	8 1 4	1 2 / 2	〃	1 6 5 0			2 2 5 - 4	
〃	8 1 4	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	8 1 5	1	港町	1 6 5 2			2 2 6 - 1	
〃	8 1 5	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	8 1 5	3 1 / 3	港町	1 6 5 1			2 2 6 - 2	
〃	8 1 6							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	8 1 7							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	8 1 8							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	8 1 9							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	8 2 0							法第1 0 5 条第2 項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	8 2 1	(番) (筆)						法第105条第2項により消滅
〃	8 2 2							法第105条第2項により消滅
〃	8 2 3							法第105条第2項により消滅
〃	8 2 4							法第105条第2項により消滅
〃	8 2 5	1		港町	1 6 2 6		2 1 7	
〃	8 2 5	2						法第105条第2項により消滅
〃	8 2 5	3	1 / 3	港町	1 6 5 4		2 6 1	
〃	8 2 6	1	2 / 3	〃	1 6 5 4		2 6 1	
〃	8 2 6	2						法第105条第2項により消滅
〃	8 2 6	3	2 / 3	港町	1 6 5 1		2 2 6－ 2	
〃	8 2 7	1	4 / 4	〃	1 5 8 3		1 9 5	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	8 2 7 2	(番) (筆)				法第1 0 5条第2項により消滅
〃	8 2 7 3	3 / 3	港町	1 6 5 1	2 2 6－ 2	
〃	8 2 7 4	1 / 3	〃	1 6 5 7	2 6 4	
〃	8 2 8		〃	1 6 3 0	2 1 9	
〃	8 2 9		〃	1 6 2 5	2 1 6	
〃	8 3 0	1 / 2	〃	1 4 0 0	1 0 5－ 6	
〃	8 3 1	2 / 2	〃	1 4 0 0	1 0 5－ 6	
〃	8 3 2	1 / 2	〃	1 6 2 1	2 1 4－ 2	
〃	8 3 3 1		〃	1 6 2 0	2 1 4－ 1	
〃	8 3 3 2	2 / 2	〃	1 6 2 1	2 1 4－ 2	
〃	8 3 4	1 / 3	〃	1 6 1 9	2 1 3	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	8 3 5	(番) 2 / (筆) 3	港町	1 6 1 9	2 1 3		
〃	8 3 6	1 / 2	〃	1 6 0 0	1 9 1 8－ 1		
〃	8 3 7	3 / 3	〃	1 6 1 9	2 1 3		
〃	8 3 8		〃	1 6 0 1	1 9 1 8－ 2		
〃	8 3 9	2 / 2	〃	1 6 0 0	1 9 1 8－ 1		
〃	8 4 0 1		〃	1 7 0 5	2 5 3－ 2		
〃	8 4 0 2		〃	1 7 0 4	2 5 3－ 1		
〃	8 4 1		〃	1 6 3 3	2 1 1 1		
〃	8 4 2 1		〃	1 6 3 4	2 1 1 2		
〃	8 4 2 2					法第105条第2項により消滅	
〃	8 4 3 1	1 / 2	港町	1 6 3 5	2 1 1 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	8 4 3 2	(番) (筆)						法第105条第2項により消滅
〃	8 4 4 1	2 / 2	港町	1 6 3 5			2 1 1 3	
〃	8 4 4 2							法第105条第2項により消滅
〃	8 4 5							法第105条第2項により消滅
〃	8 4 6 1	1 / 2	港町	1 6 8 6			2 4 4	
〃	8 4 6 2							法第105条第2項により消滅
〃	8 4 6 3	1 / 6	港町	1 6 1 0			1 8 8	
〃	8 4 6 4	3 / 4	〃	1 6 1 1			1 8 1 4	
〃	8 4 6 5	2 / 6	〃	1 6 1 0			1 8 8	
〃	8 4 7 1	3 / 6	〃	1 6 1 0			1 8 8	
〃	8 4 7 2							法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	8 4 7 3	(番) 4 / (筆) 6	港町	1 6 1 0	1 8 8	
〃	8 4 7 4	5 / 6	〃	1 6 1 0	1 8 8	
〃	8 4 7 5	4 / 4	〃	1 6 1 1	1 8 1 4	
〃	8 4 8 1		〃	1 6 1 5	1 8 1 2	
〃	8 4 8 3	1 / 4	〃	1 3 2 8	3 8	
〃	8 4 8 4					法第105条第2項により消滅
〃	8 4 8 5	6 / 6	港町	1 6 1 0	1 8 8	
〃	8 4 8 6		〃	1 6 1 2	1 8 9	
〃	8 4 8 7		〃	1 6 1 4	1 8 1 1	
〃	8 4 8 8		〃	1 6 1 3	1 8 1 0	
〃	8 4 9	1 / 2	〃	1 6 0 9	1 8 7	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	8 5 0	(番) 2 / (筆) 2	港町	1 6 0 9		1 8 7	
〃	8 5 1		〃	1 6 0 8		1 8 6	
〃	8 5 2	1 / 4	〃	1 6 0 7		1 8 5	
〃	8 5 3	2 / 4	〃	1 6 0 7		1 8 5	
〃	8 5 4	3 / 4	〃	1 6 0 7		1 8 5	
〃	8 5 5	4 / 4	〃	1 6 0 7		1 8 5	
〃	8 5 6	1 / 2	〃	1 6 0 6		1 8 4	
〃	8 5 7	2 / 2	〃	1 6 0 6		1 8 4	
〃	8 5 8	1 / 5	〃	1 4 4 5		1 2 1 0	
〃	8 5 9	2 / 5	〃	1 4 4 5		1 2 1 0	
〃	8 6 0	3 / 5	〃	1 4 4 5		1 2 1 0	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	8 6 1	(番) 4 / (筆) 5	港町	1 4 4 5	1 2 1 0		
〃	8 6 2	1 / 5	〃	1 6 0 3	1 8 1		
〃	8 6 3	2 / 5	〃	1 6 0 3	1 8 1		
〃	8 6 4	3 / 5	〃	1 6 0 3	1 8 1		
〃	8 6 5	4 / 5	〃	1 6 0 3	1 8 1		
〃	8 6 6	5 / 5	〃	1 6 0 3	1 8 1		
〃	8 6 7					法第105条第2項により消滅	
〃	8 6 8					法第105条第2項により消滅	
〃	8 6 9					法第105条第2項により消滅	
〃	8 7 0	1 / 2	港町	1 4 2 7	1 4 1 7		
〃	8 7 1	2 / 2	〃	1 4 2 7	1 4 1 7		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	8 7 2 1	(番) 1 / (筆) 3	港町	1 4 7 1	1 3 7	
〃	8 7 2 2	2 / 3	〃	1 4 7 1	1 3 7	
〃	8 7 2 3	1 / 2	〃	1 4 7 2	1 3 8	
〃	8 7 2 4	2 / 2	〃	1 4 7 2	1 3 8	
〃	8 7 3 2	3 / 3	〃	1 4 7 1	1 3 7	
〃	8 7 4		〃	1 4 0 6	1 0 1 1	
			〃	1 4 4 4	1 2 9	
〃	8 7 5	5 / 5	〃	1 4 4 5	1 2 1 0	
〃	8 7 6	1 / 2	〃	1 4 7 4	1 3 9－ 2	
〃	8 7 7	1 / 3	〃	1 4 7 3	1 3 9－ 1	
〃	8 7 8	2 / 3	〃	1 4 7 3	1 3 9－ 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	8 7 9	1 2 / 2	港町	1 4 7 4	1 3 9 - 2		
〃	8 7 9	2 1 / 3	〃	1 4 7 5	1 3 9 - 3		
〃	8 8 0	1 / 3	〃	1 4 3 5	1 4 2 2 - 3		
〃	8 8 1	2 / 4	〃	1 4 7 7	1 3 1 1		
〃	8 8 2	2 / 3	〃	1 4 3 5	1 4 2 2 - 3		
〃	8 8 3	3 / 4	〃	1 4 7 7	1 3 1 1		
〃	8 8 4	3 / 3	〃	1 4 3 5	1 4 2 2 - 3		
〃	8 8 5	4 / 4	〃	1 4 7 7	1 3 1 1		
〃	8 8 6	1 / 3	〃	1 4 8 0	1 3 1 4		
〃	8 8 7	2 / 3	〃	1 4 8 0	1 3 1 4		
〃	8 8 8	2 / 3	〃	1 4 7 5	1 3 9 - 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	8 8 9	3 / 3	港町	1 4 7 3	1 3 9 - 1		
〃	8 9 0	3 / 3	〃	1 4 7 5	1 3 9 - 3		
〃	8 9 1	3 / 3	〃	1 4 8 0	1 3 1 4		
〃	8 9 2	2 / 7	〃	1 4 7 8	1 3 1 2		
〃	8 9 3	3 / 7	〃	1 4 7 8	1 3 1 2		
〃	8 9 4	4 / 7	〃	1 4 7 8	1 3 1 2		
〃	8 9 5	5 / 7	〃	1 4 7 8	1 3 1 2		
〃	8 9 6	6 / 7	〃	1 4 7 8	1 3 1 2		
〃	8 9 7	7 / 7	〃	1 4 7 8	1 3 1 2		
〃	8 9 8		〃	1 4 3 3	1 4 2 2 - 1		
〃	8 9 9		〃	1 4 7 9	1 3 1 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	9 0 0	(番) (筆)	港町	1 4 3 2	1 4 2 1		
〃	9 0 1 1	4 / 4	〃	1 5 1 0	1 6 4－ 4		
〃	9 0 1 2	3 / 3	〃	1 5 7 9	1 9 2－ 1		
〃	9 0 1 3		〃	1 5 0 1	1 5 3		
			〃	1 5 0 2	1 5 4		
〃	9 0 2 1	15 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1		
〃	9 0 2 2	16 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1		
〃	9 0 3 1	17 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1		
〃	9 0 3 2	18 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1		
〃	9 0 4 1	1 / 2	〃	1 5 0 9	1 6 4－ 5		
〃	9 0 4 2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	9 0 4 3	(番) (筆)	港町	1 5 0 4	1 5 6		
〃	9 0 4 4	1 / 2	〃	1 5 0 3	1 5 5		
〃	9 0 4 5	2 / 2	〃	1 5 0 3	1 5 5		
〃	9 0 5					法第105条第2項により消滅	
〃	9 0 6					法第105条第2項により消滅	
〃	9 0 7					法第105条第2項により消滅	
〃	9 0 8					法第105条第2項により消滅	
〃	9 0 9					法第105条第2項により消滅	
〃	9 1 0					法第105条第2項により消滅	
〃	9 1 1					法第105条第2項により消滅	
〃	9 1 2					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	
港町	9 1 3		(番) (筆)						法第105条第2項により消滅
〃	9 1 4								法第105条第2項により消滅
〃	9 1 5								法第105条第2項により消滅
〃	9 1 6								法第105条第2項により消滅
〃	9 1 7								法第105条第2項により消滅
〃	9 1 8								法第105条第2項により消滅
〃	9 1 9								法第105条第2項により消滅
〃	9 2 0								法第105条第2項により消滅
〃	9 2 1								法第105条第2項により消滅
〃	9 2 2								法第105条第2項により消滅
〃	9 2 3								法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	9 2 4	2						法第105条第2項により消滅
〃	9 2 5	2						法第105条第2項により消滅
〃	9 2 6	2						法第105条第2項により消滅
〃	9 2 7	2						法第105条第2項により消滅
〃	9 2 8							法第105条第2項により消滅
〃	9 2 9	4 / 10	港町	1 4 2 4			1 4 1 3	
〃	9 3 0							法第105条第2項により消滅
〃	9 3 1							法第105条第2項により消滅
〃	9 3 2	5 / 10	港町	1 4 2 4			1 4 1 3	
〃	9 3 3	6 / 10	〃	1 4 2 4			1 4 1 3	
〃	9 3 4	7 / 10	〃	1 4 2 4			1 4 1 3	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	9 3 5	(番) 8 / (筆) 10	港町	1 4 2 4	1 4 1 3		
〃	9 3 6	2 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 3 7	3 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 3 8					法第9 5条第6 項により金銭 清算	
〃	9 3 9	1 / 2	港町	1 4 4 1	1 2 6		
〃	9 4 0	2 / 2	〃	1 4 4 1	1 2 6		
〃	9 4 1		〃	1 4 3 9	1 2 4		
〃	9 4 2		〃	1 4 4 0	1 2 5		
〃	9 4 3		〃	1 4 7 0	1 3 6－ 2		
〃	9 4 4		〃	1 4 3 8	1 2 3－ 2		
〃	9 4 5 1	1 / 2	〃	1 4 4 6	1 2 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	9 4 5 2	(番) 2 / (筆) 2	港町	1 4 4 6 2	1 2 2		
〃	9 4 6	1 / 2	〃	1 4 6 6	1 3 5－ 1		
〃	9 4 7	19 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1		
〃	9 4 8	1 / 2	〃	1 4 5 4	1 1 6		
〃	9 4 9	2 / 2	〃	1 4 5 4	1 1 6		
〃	9 5 0	3 / 3	〃	1 4 5 3	1 1 5		
〃	9 5 1	1 / 4	〃	1 4 5 7	1 1 1 0		
〃	9 5 2	2 / 4	〃	1 4 5 7	1 1 1 0		
〃	9 5 3	3 / 4	〃	1 4 5 7	1 1 1 0		
〃	9 5 4		〃	1 5 7 2	2 0 6－ 2		
〃	9 5 5	1 / 3	〃	1 4 5 1	1 1 4		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	9 5 6	(番) (筆)	港町	1 4 4 9	1 1 3－ 1		
〃	9 5 7	2 / 3	〃	1 4 5 1	1 1 4		
〃	9 5 8	3 / 3	〃	1 4 5 1	1 1 4		
〃	9 5 9		〃	1 4 5 0	1 1 3－ 2		
〃	9 6 0	1 / 2	〃	1 6 1 7	2 1 1－ 1		
〃	9 6 1					法第105条第2項により消滅	
〃	9 6 2 1	3 / 4	港町	1 4 5 9	1 1 8－ 1		
〃	9 6 2 2	2 / 4	〃	1 4 6 0	1 1 8－ 2		
〃	9 6 2 3		〃	1 5 9 7	1 9 1 7－ 1		
〃	9 6 2 4					法第105条第2項により消滅	
〃	9 6 2 5		港町	1 4 5 2	1 1 1 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	9 6 2 6	(番) 2 / (筆) 2	港町	1 4 5 8	1 1 1 2	
〃	9 6 5 1		〃	1 4 6 2	1 3 2－ 1	
〃	9 6 5 2	20 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1	
〃	9 6 5 3		〃	1 4 6 3	1 3 2－ 2	
〃	9 6 6 1	1 / 2	〃	1 4 9 7	1 3 2 5	
〃	9 6 6 2		〃	1 3 3 9	3 1 9	
〃	9 6 6 3	1 / 2	〃	1 4 9 6	1 3 2 4	
〃	9 6 7 1		〃	1 4 6 5	1 3 4	
〃	9 6 7 2		〃	1 4 6 9	1 3 6－ 1	
〃	9 6 7 3		〃	1 4 8 9	1 3 1 7	
〃	9 6 7 4	1 / 2	〃	1 4 6 7	1 3 5－ 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	9 6 7 5	(番) 2 / (筆) 2	港町	1 4 6 7	1 3 5－ 2		
〃	9 6 7 6		〃	1 4 6 8	1 3 5－ 3		
〃	9 7 0 2	2 / 6	〃	1 4 9 8	1 5 1		
〃	9 7 0 4					法第105条第2項により消滅	
〃	9 7 0 5					法第105条第2項により消滅	
〃	9 7 2 1	9 / 10	港町	1 4 2 4	1 4 1 3		
〃	9 7 2 3					法第105条第2項により消滅	
〃	9 7 2 4		港町	1 4 8 8	1 3 1 6－ 1		
〃	9 7 2 5					法第105条第2項により消滅	
〃	9 7 2 6	3 / 6	港町	1 4 9 8	1 5 1		
〃	9 7 2 7	2 / 2	〃	1 4 8 7	1 3 1 5－ 7		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	9 7 3 1	(番) (筆) 1 / 22	港町	1 5 0 0	1 5 2 - 2		
〃	9 7 3 3	4 / 6	〃	1 4 9 8	1 5 1		
〃	9 7 4 1	10 / 10	〃	1 4 2 4	1 4 1 3		
〃	9 7 4 3		〃	1 5 4 7	1 7 6 - 1		
〃	9 7 4 4		〃	1 6 5 6	2 6 3		
〃	9 7 4 5	3 / 4	〃	1 4 6 0	1 1 8 - 2		
〃	9 7 4 6		〃	1 6 3 1	2 1 1 0 - 1		
〃	9 7 4 7	4 / 4	〃	1 4 5 9	1 1 8 - 1		
〃	9 7 4 8		〃	1 5 9 4	1 9 1 4		
〃	9 7 4 9		〃	1 5 7 8	1 9 1		
〃	9 7 4 1 0		〃	1 7 0 3	2 5 3 - 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	9 7 4 1 1	(番) (筆)	港町	1 5 5 1	1 7 6－ 2		
〃	9 7 4 1 2		〃	1 6 3 2	2 1 1 0－ 2		
〃	9 7 4 1 3		〃	1 5 4 8	1 7 6－ 3		
〃	9 7 5 1	2 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		
〃	9 7 5 3	5 / 6	〃	1 4 9 8	1 5 1		
〃	9 7 6 1	4 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 7 6 2	4 / 4	〃	1 4 5 7	1 1 1 0		
〃	9 7 6 3	5 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 7 6 4	21 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1		
〃	9 7 6 5	22 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1		
〃	9 7 6 7	23 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4－ 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	9 7 6 8	(番) (筆)	港町	1 4 5 5	1 1 7－ 1		
〃	9 7 6 9		〃	1 5 2 2	1 6 1 3－ 2		
〃	9 7 6 1 0		〃	1 3 2 6	3 6		
〃	9 7 6 1 1		〃	1 6 7 1	2 6 8		
〃	9 7 6 1 2		〃	1 4 5 6	1 1 7－ 2		
〃	9 7 7					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	9 7 8 1	6 / 26	港町	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 7 9					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	9 8 0	7 / 26	港町	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 8 1					法第9 5条第6項により金銭 清算	
〃	9 8 2					法第9 5条第6項により金銭 清算	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	9 8 3	(番) (筆) 8 / 26	港町	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 8 4	9 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 8 5 1	10 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 8 5 2	3 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		
〃	9 8 6	11 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 8 7	12 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	9 8 8	4 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		
〃	9 8 9	5 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		
〃	9 9 0	6 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		
〃	9 9 1	7 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		
〃	9 9 2	8 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	9 9 3	9 / 22	港町	1 5 0 0			1 5 2 - 2	
〃	9 9 4	10 / 22	〃	1 5 0 0			1 5 2 - 2	
〃	9 9 5	11 / 22	〃	1 5 0 0			1 5 2 - 2	
〃	9 9 6 1	12 / 22	〃	1 5 0 0			1 5 2 - 2	
〃	9 9 6 2							法第105条第2項により消滅
〃	9 9 7 1	13 / 22	港町	1 5 0 0			1 5 2 - 2	
〃	9 9 7 2							法第105条第2項により消滅
〃	9 9 8 2							法第105条第2項により消滅
〃	9 9 9 2							法第105条第2項により消滅
〃	1 0 0 0 2							法第105条第2項により消滅
〃	1 0 0 1 1	14 / 22	港町	1 5 0 0			1 5 2 - 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 0 0 1	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 0 2	15 / 22	港町	1 5 0 0			1 5 2－ 2	
〃	1 0 0 3	16 / 22	〃	1 5 0 0			1 5 2－ 2	
〃	1 0 0 4	17 / 22	〃	1 5 0 0			1 5 2－ 2	
〃	1 0 0 5	13 / 26	〃	1 4 9 9			1 5 2－ 1	
〃	1 0 0 6	14 / 26	〃	1 4 9 9			1 5 2－ 1	
〃	1 0 0 7	15 / 26	〃	1 4 9 9			1 5 2－ 1	
〃	1 0 0 8	16 / 26	〃	1 4 9 9			1 5 2－ 1	
〃	1 0 0 9	17 / 26	〃	1 4 9 9			1 5 2－ 1	
〃	1 0 1 0	18 / 26	〃	1 4 9 9			1 5 2－ 1	
〃	1 0 1 1	19 / 26	〃	1 4 9 9			1 5 2－ 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 0 1 2	(番) (筆) 20 / 26	港町	1 4 9 9			1 5 2 - 1	
〃	1 0 1 3	21 / 26	〃	1 4 9 9			1 5 2 - 1	
〃	1 0 1 4							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 1 5							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 1 6							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 1 7							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 1 8							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 1 9							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 2 0							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 2 1							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 2 2	22 / 26	港町	1 4 9 9			1 5 2 - 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	1 0 2 3	(番) (筆) 23 / 26	港町	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	1 0 2 4	24 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	1 0 2 5	25 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	1 0 2 6	26 / 26	〃	1 4 9 9	1 5 2－ 1		
〃	1 0 2 7	18 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		
〃	1 0 2 8	19 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		
〃	1 0 2 9	20 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		
〃	1 0 3 0 1	21 / 22	〃	1 5 0 0	1 5 2－ 2		
〃	1 0 3 0 2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	1 0 3 1 2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	1 0 3 2 1	2 / 2	港町	1 5 0 9	1 6 4－ 5		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 0 3 2	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 3 3	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 3 4	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 3 7	1 / 3	港町	1 6 9 8			2 5 1	
〃	1 0 3 8	2 / 3	〃	1 6 9 8			2 5 1	
〃	1 0 3 9	3 / 3	〃	1 6 9 8			2 5 1	
〃	1 0 4 0	1 / 2	〃	1 6 7 9			2 4 1	
〃	1 0 4 1	2 / 2	〃	1 6 7 9			2 4 1	
〃	1 0 4 2	1	〃	1 3 3 2			3 1 2	
〃	1 0 4 2	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 4 3	1	港町	1 3 3 2			3 1 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 0 4 3	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 4 3	3	港町	1 6 9 7			2 4 1 3－ 2	
〃	1 0 4 4							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 4 5							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 4 6	1	1 / 2 港町	1 6 9 4			2 4 1 1	
〃	1 0 4 6	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 4 7							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 4 8	1	港町	1 6 9 1			2 4 8	
〃	1 0 4 8	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 4 9	2 / 2	港町	1 6 9 4			2 4 1 1	
〃	1 0 5 0		〃	1 7 1 2			2 5 9	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	1 0 5 1	(番) 1 / (筆) 4	港町	1 7 1 1	2 5 8		
〃	1 0 5 2	2 / 4	〃	1 7 1 1	2 5 8		
〃	1 0 5 3	3 / 4	〃	1 7 1 1	2 5 8		
〃	1 0 5 4	4 / 4	〃	1 7 1 1	2 5 8		
〃	1 0 5 5	1 / 2	〃	1 7 1 0	2 5 7		
〃	1 0 5 6	2 / 2	〃	1 7 1 0	2 5 7		
〃	1 0 5 7		〃	1 6 9 2	2 4 9		
〃	1 0 5 8		〃	1 6 9 3	2 4 1 0		
〃	1 0 5 9 1	1 / 2	〃	1 6 8 5	2 4 3		
〃	1 0 5 9 2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	1 0 6 0 1	2 / 2	港町	1 6 8 5	2 4 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 0 6 0	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 6 1	1	2 / 2	港町	1 6 8 6		2 4 4	
〃	1 0 6 1	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 6 2	1	1 / 2	港町	1 6 8 7		2 4 5 - 1	
〃	1 0 6 2	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 6 3		2 / 2	港町	1 6 8 7		2 4 5 - 1	
〃	1 0 6 4	1	1 / 2	〃	1 6 8 8		2 4 5 - 2	
〃	1 0 6 4	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 6 5		2 / 2	港町	1 6 8 8		2 4 5 - 2	
〃	1 0 6 6			〃	1 6 9 0		2 4 7	
〃	1 0 6 7			〃	1 6 8 9		2 4 6	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	1 0 6 8	(番) 1 / (筆) 2	港町	1 7 0 7	2 5 4－ 2		
〃	1 0 6 9	1 2 / 2	〃	1 7 0 7	2 5 4－ 2		
〃	1 0 6 9	2 1 / 2	〃	1 7 0 6	2 5 4－ 1		
〃	1 0 7 0	2 2 / 2	〃	1 7 0 6	2 5 4－ 1		
〃	1 0 7 1		〃	1 7 0 9	2 5 6		
〃	1 0 7 2	1 3 / 3	〃	1 7 0 8	2 5 5		
〃	1 0 7 3	2 3 / 3	〃	1 7 0 8	2 5 5		
〃	1 0 7 4					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	1 0 7 5					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	1 0 7 6					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	1 0 7 7					法第1 0 5 条第2 項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	1 0 7 8	(番) (筆)					法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 7 9	3 / 3	港町	1 7 0 8		2 5 5	
〃	1 0 8 0	1 / 2	〃	1 6 7 6		2 6 1 1	
〃	1 0 8 1	2 / 2	〃	1 6 7 6		2 6 1 1	
〃	1 0 8 2	1 / 2	〃	1 6 7 7		2 6 1 2	
〃	1 0 8 3	2 / 2	〃	1 6 7 7		2 6 1 2	
〃	1 0 8 4		〃	1 6 7 8		2 6 1 3	
〃	1 0 8 5 1	3 / 3	〃	1 6 5 4		2 6 1	
〃	1 0 8 5 2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 0 8 6 1	1 / 4	港町	1 6 5 5		2 6 2	
〃	1 0 8 6 2						法第1 0 5 条第2 項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
港町	1 0 8 7-1	(番) 2 / (筆) 4	港町	1 6 5 5-2	2 6 2		
〃	1 0 8 7-2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	1 0 8 8-1					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	1 0 8 8-2	3 / 4	港町	1 6 5 5-2	2 6 2		
〃	1 0 8 9-1		〃	1 6 5 9-6	2 6 1		
〃	1 0 8 9-2	2 / 3	〃	1 6 5 7-4	2 6 4		
〃	1 0 9 0-2	2 / 4	〃	1 3 2 8-8	3 8		
〃	1 0 9 1-1	4 / 4	〃	1 6 5 5-2	2 6 2		
〃	1 0 9 1-2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	1 0 9 5-1	3 / 4	港町	1 3 2 8-8	3 8		
〃	1 0 9 5-2					法第1 0 5 条第2 項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
港町	1 0 9 6 1	(番) (筆) 1 / 3	港町	1 6 7 0	2 6 7－ 1	
〃	1 0 9 6 2		〃	1 3 3 6	3 1 6	
〃	1 0 9 6 3		〃	1 7 0 2	2 5 2－ 4	
〃	1 0 9 7 1	1 / 2	〃	1 6 6 9	2 6 7－ 2	
〃	1 0 9 7 2		〃	1 6 6 8	2 6 7－ 3	
〃	1 0 9 7 3		〃	1 6 6 7	2 6 7－ 4	
〃	1 0 9 7 4		〃	1 6 6 6	2 6 7－ 5	
〃	1 0 9 7 5		〃	1 6 6 5	2 6 7－ 6	
〃	1 0 9 7 6		〃	1 6 6 4	2 6 7－ 7	
〃	1 0 9 7 7		〃	1 6 6 3	2 6 7－ 8	
〃	1 0 9 7 8		〃	1 6 6 2	2 6 7－ 9	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地			
港町	1 0 9 7 9	(番) (筆)	港町	1 6 6 1	2 6 7－1 0			
〃	1 0 9 7 1 0		〃	1 6 6 0	2 6 7－1 1			
〃	1 0 9 8 1		〃	1 6 5 8	2 6 5			
〃	1 0 9 8 2					法第1 0 5 条第2 項により消滅		
〃	1 0 9 9 1	3 / 3	港町	1 6 5 7	2 6 4			
〃	1 0 9 9 2					法第1 0 5 条第2 項により消滅		
〃	1 1 0 0					法第1 0 5 条第2 項により消滅		
〃	1 1 0 1 1					法第1 0 5 条第2 項により消滅		
〃	1 1 0 1 2	4 / 4	港町	1 3 3 2	3 1 2			
〃	1 1 0 1 3		〃	1 3 3 7	3 1 7			
〃	1 1 0 1 4	2 / 3	〃	1 6 7 0	2 6 7－ 1			

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 1 0 2	1						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 1 0 2	2	3 / 3	港町	1 6 7 0		2 6 7 - 1	
〃	1 1 0 2	3	2 / 2	〃	1 6 6 9		2 6 7 - 2	
〃	1 1 0 3		19 / 44	〃	1 6 5 3		2 7 1	
〃	1 1 0 4		20 / 44	〃	1 6 5 3		2 7 1	
〃	1 1 0 5		21 / 44	〃	1 6 5 3		2 7 1	
〃	1 1 0 6		22 / 44	〃	1 6 5 3		2 7 1	
〃	1 1 0 7		23 / 44	〃	1 6 5 3		2 7 1	
〃	1 1 0 8		24 / 44	〃	1 6 5 3		2 7 1	
〃	1 1 0 9		25 / 44	〃	1 6 5 3		2 7 1	
〃	1 1 1 0		26 / 44	〃	1 6 5 3		2 7 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地			
港町	1 1 1 1	(番) 27 / (筆) 44	港町	1 6 5 3	2 7 1			
〃	1 1 1 2	28 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1			
〃	1 1 1 3	29 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1			
〃	1 1 1 4	30 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1			
〃	1 1 1 5	31 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1			
〃	1 1 1 6	32 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1			
〃	1 1 1 7	33 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1			
〃	1 1 1 8	34 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1			
〃	1 1 1 9 1	35 / 44	〃	1 6 5 3	2 7 1			
〃	1 1 1 9 2					法第105条第2項により消滅		
〃	1 1 2 0	36 / 44	港町	1 6 5 3	2 7 1			

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	
港町	1 1 2 1	(番) 37 / (筆) 44	港町	1 6 5 3			2 7 1	
〃	1 1 2 2	1 38 / 44	〃	1 6 5 3			2 7 1	
〃	1 1 2 2	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 1 2 3	39 / 44	港町	1 6 5 3			2 7 1	
〃	1 1 2 4	1 40 / 44	〃	1 6 5 3			2 7 1	
〃	1 1 2 4	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 1 2 5	1 41 / 44	港町	1 6 5 3			2 7 1	
〃	1 1 2 5	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 1 2 6	42 / 44	港町	1 6 5 3			2 7 1	
〃	1 1 2 7	43 / 44	〃	1 6 5 3			2 7 1	
〃	1 1 2 8	1 44 / 44	〃	1 6 5 3			2 7 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 1 2 8	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 1 3 0	1	2 / 2	港町	1 4 9 7		1 3 2 5	
〃	1 1 3 0	2	24 / 29	〃	1 5 0 8		1 6 4－ 1	
〃	1 1 3 0	3	2 / 2	〃	1 4 9 6		1 3 2 4	
〃	1 1 3 0	4	1 / 2	〃	1 4 6 1		1 3 1	
〃	1 1 3 0	5	2 / 2	〃	1 4 6 1		1 3 1	
〃	1 1 3 1	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 1 3 8	1	22 / 22	港町	1 5 0 0		1 5 2－ 2	
〃	1 1 3 8	3	25 / 29	〃	1 5 0 8		1 6 4－ 1	
〃	1 1 3 8	5	6 / 6	〃	1 4 9 8		1 5 1	
〃	1 1 4 0	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
港町	1 1 4 1	(番) (筆)						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 1 4 2							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 1 4 3							法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 1 4 4	6 / 6	港町	1 6 4 5			2 2 3－ 1	
〃	1 1 4 5	9 / 9	〃	1 6 3 9			2 2 1－ 6	
〃	1 1 4 6	2						法第1 0 5 条第2 項により消滅
〃	1 1 4 7	1	港町	1 6 1 7			2 1 1－ 1	
〃	1 1 4 7	2	〃	1 6 3 6			2 1 1－ 2	
〃	1 1 4 8	26 / 29	〃	1 5 0 8			1 6 4－ 1	
〃	1 1 4 9	27 / 29	〃	1 5 0 8			1 6 4－ 1	
松原町	4 9 2							法第1 0 5 条第2 項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番			画 地	
松原町	4 9 3							法第105条第2項により消滅
〃	4 9 4	1						法第105条第2項により消滅
〃	4 9 4	2	6 / 6	港町	1 5 4 4		1 7 2－ 1	
〃	4 9 4	3	4 / 4	〃	1 3 2 8		3 8	
〃	4 9 5	1						法第105条第2項により消滅
〃	4 9 5	3						法第105条第2項により消滅
〃	5 1 1	4						法第105条第2項により消滅
〃	5 1 1	5						法第105条第2項により消滅
〃	9 1 8	1						法第105条第2項により消滅
栄町	9 7							法第105条第2項により消滅
〃	9 8							法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
栄町	1 0 1	(番) (筆)					法第1 0 5条第2項により消滅
〃	1 0 2						法第1 0 5条第2項により消滅
〃	1 0 3						法第1 0 5条第2項により消滅
〃	1 0 4						法第1 0 5条第2項により消滅
〃	1 0 9						法第1 0 5条第2項により消滅
〃	1 1 0						法第1 0 5条第2項により消滅
〃	1 5 2						法第1 0 5条第2項により消滅
〃	1 9 0						法第1 0 5条第2項により消滅
〃	1 1 9 1 2						法第1 0 5条第2項により消滅
〃	1 2 0 9 1	2 / 3	港町	1 6 3 6		2 1 1－ 2	
〃	1 2 0 9 2	28 / 29	〃	1 5 0 8		1 6 4－ 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
栄町	1 2 0 9	3 4 / 4	港町	1 4 6 0	1 1 8 - 2		
〃	1 2 3 7	2					法第105条第2項により消滅
〃	1 2 4 0	1 3 / 3	港町	1 6 3 6	2 1 1 - 2		
〃	1 2 4 0	2 2 / 2	〃	1 6 1 8	2 1 1 - 3		
〃	1 2 4 1	29 / 29	〃	1 5 0 8	1 6 4 - 1		
〃	1 2 4 2	2 / 2	〃	1 4 6 6	1 3 5 - 1		
			〃	1 3 4 7			法第105条第1項により帰属
			〃	1 7 2 1			法第105条第1項により帰属
			〃	1 7 2 2			法第105条第1項により帰属
			〃	1 7 2 3			法第105条第1項により帰属
			〃	1 7 2 9			法第105条第1項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番		合 併	町・丁目名	地 番		画 地		
			(番) (筆)	港町	1 7 3 0			法第1 0 5 条第1 項により帰属	
				〃	1 7 3 3			法第1 0 5 条第1 項により帰属	
				〃	1 7 3 4			法第1 0 5 条第1 項により帰属	
				〃	1 7 3 5			法第1 0 5 条第1 項により帰属	
				〃	1 7 3 6			法第1 0 5 条第1 項により帰属	
				〃	1 7 3 7			法第1 0 5 条第1 項により帰属	
				〃	1 7 3 8			法第1 0 5 条第1 項により帰属	
				〃	1 7 3 9			法第1 0 5 条第1 項により帰属	
				〃	1 7 4 0			法第1 0 5 条第1 項により帰属	
				〃	1 7 4 2			法第1 0 5 条第1 項により帰属	
				〃	1 7 4 3			法第1 0 5 条第1 項により帰属	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地					換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番			合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
				(番) (筆)	港町	1 7 4 4				法第105条第1項により帰属
					〃	1 7 4 5				法第105条第1項により帰属
					〃	1 7 4 7				法第105条第1項により帰属
					〃	1 7 4 8				法第105条第1項により帰属
					〃	1 7 4 9				法第105条第1項により帰属
					〃	1 7 5 0				法第105条第1項により帰属
					〃	1 7 5 1				法第105条第1項により帰属
					栄町	1 3 0 0				法第105条第1項により帰属
					〃	1 3 0 1				法第105条第1項により帰属
					〃	1 3 0 2				法第105条第1項により帰属
					〃	1 3 0 3				法第105条第1項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番		合 併	町・丁目名	地 番		画 地		
			(番) (筆)	港町	1 3 2 0			法第105条第3項により帰属	
				〃	1 4 4 7			法第105条第3項により帰属	
				〃	1 5 9 0			法第105条第3項により帰属	
				〃	1 7 1 4			法第105条第3項により帰属	
				〃	1 7 1 5			法第105条第3項により帰属	
				〃	1 7 1 6			法第105条第3項により帰属	
				〃	1 7 1 7			法第105条第3項により帰属	
				〃	1 7 1 8			法第105条第3項により帰属	
				〃	1 7 1 9			法第105条第3項により帰属	
				〃	1 7 2 0			法第105条第3項により帰属	
				〃	1 7 2 4			法第105条第3項により帰属	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番			合 併	町・丁目名	地 番			
				(番) (筆)	港町	1 7 2 5			法第105条第3項により帰属
					〃	1 7 2 6			法第105条第3項により帰属
					〃	1 7 2 7			法第105条第3項により帰属
					〃	1 7 2 8			法第105条第3項により帰属
					〃	1 7 3 1			法第105条第3項により帰属
					〃	1 7 3 2			法第105条第3項により帰属
					〃	1 7 4 1			法第105条第3項により帰属
					〃	1 7 4 6			法第105条第3項により帰属